

土砂災害に係る防災上の配慮を要する者が利用する施設

風水害対策編第2編（災害予防計画）第9章（避難収容対策）第1節（避難場所・避難誘導体制の整備）及び地震対策編第2編（災害予防計画）第10章（避難収容対策）第1節（避難場所・避難誘導体制の整備）に定める土砂災害に係る防災上の配慮を要する者が利用する施設は次のとおりである。

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害警戒区域内に存在するため、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合には施設利用者の円滑かつ迅速な避難が必要な施設である。

施 設 名	所 在 地
加古川市立つつじ園	加古川市東神吉町神吉1845-16
さあくる。	加古川市志方町成井453
ファームハウスなるい	加古川市志方町成井578
社会福祉法人鶴林園	加古川市志方町細工所1086
加古川市立志方中学校	加古川市志方町字宮山